

1 法案の基本的位置づけと名称

(1) 法案の基本的位置づけ

障害者基本法第4条の差別禁止の規定を具体化する法律

(2) 法案の名称

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」

2 差別の禁止の義務づけ

(1) 基本的な考え方

障害者基本法の差別禁止の規定を具体化するものとして、作為による差別に係る「差別的取扱い」と不作為による差別に係る「合理的配慮の不提供」の禁止規定を置く。

(2) 「差別的取扱い」について

「差別的取扱い」を禁止する趣旨から、「障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」という旨の規定を置く。

間接差別については、具体的相談事例や裁判例の集積等を踏まえたうえで対応する。

(3) 合理的配慮の不提供について

不提供の意味

合理的配慮は、個々の障害者に対して、社会的障壁の除去を必要とする旨「意思表示」があった場合に個別に行われるものとする。

本人の意思が表明困難な場合には家族等からの意思の表明を含む。

不特定多数の障害者を対象に行われる「事前的改善措置」(バリアフリー法によるもの)は、合理的配慮とは区別し差別解消に向けた環境整備と位置付ける。

過重な負担を伴う場合には、合理的配慮を行う必要はないものとする。

義務づけの対象

「合理的配慮の不提供」禁止を義務づけることについて、国の行政機関及び地方公共団体等の事務・事業について法的義務を課すが、民間事業者については、「私的自治」の点に配慮し努力義務とする。法的義務とするか否かは、施行後具体的事例等の集積等を行ったうえで検討する。(国公立の学校・福祉施設等を対象とするが、法人立の施設などは努力義務とする。)

3 対象分野と具体的な対応

(1) 対象分野は、教育、公共交通、医療、役務の提供、刑事手続き等の行政機関による活動など、法律には、包括的に規定する方向で検討中。(雇用は、雇用促進法で)

(2) 具体的な対応について

民間事業者については、具体的対応は、事業別分野の指針(ガイドライン)により定める。指針策定には、あらかじめ障害者、事業者等の意見を聴くものとする。

4 法的効力と実効性の確保

(1) 本法案に違反する行為に係る法的効力については、民事法上の効果は規定せず、行政措置により実効性を確保する。

一般私人間の行為や個人の思想や言論には、法的効力は及ばないものとする。

(2) 実効性の確保について

主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告の規定を置く。

5 行政による紛争解決、相談、啓発

(1) 行政による紛争解決について

新たな紛争解決機関は設置せず、法律上は行政の責務として体制整備を図る旨規定し、既存の機関等の活用・充実を図ることとする。

(2) 相談について

相談に応じる体制については、法律上は行政の責務として体制整備を図る旨規定し、既存の機関等を活用することとする。